

ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置について(答申の概要)

- 大阪府では、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）（以下「上乗せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、有害物質のうち、「ほう素及びその化合物」、「ふつ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」（以下「ほう素等3項目」という。）については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めている。
- また、上乗せ条例において、生活環境項目のうち、「亜鉛」については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めている。
- これらの暫定排水基準は令和8年3月31日をもって適用期限を迎えることから、大阪府環境審議会水質部会では、ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置についての諮問を受け、専門的な見地から審議した結果、以下のとおり答申をおこなった。

I ほう素等3項目について

1 検討にあたっての基本的な考え方

- (1) 上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止する。また、上水道水源地域は、取水実態を踏まえて必要な見直しを行う。
- (2) 上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する日平均排水量30m³以上50m³未満の法対象事業場に対する、ふつ素及びその化合物に係る暫定排水基準については、日平均排水量50m³以上の法の暫定排水基準を適用する。
- (3) 海域に排出水を排出する法対象事業場に対する、ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準については、公共用水域の水質の保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用する。
- (4) 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を適用する。
- (5) 暫定排水基準の一定の適用期間を設定する。

2 暫定排水基準

1の基本的な考え方、令和7年7月に見直された法の暫定排水基準、府域の事業場の排水実態等を踏まえて検討を行った結果、暫定排水基準は次に示すとおりとすることが適当である。

(現行) 10 業種	⇒	(見直し後) 9 業種
------------	---	-------------

(法対象事業場)

排水先	項目	上乗せ条例に基づく現行の暫定排水基準		見直し案 (mg/L)	対応する 基本的な 考え方
		業種区分	(mg/L)		
上水道水源 地域	ふつ素 及びその化合物	旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、温泉を利用し、日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	(1)
	アンモニア等 (*1)	畜産農業（牛房施設を有する）	300	100	
		畜産農業（豚房施設を有する）	400	変更なし	
		下水道業	18	変更なし	
上水道水源 地域以外の 地域 (海域含む)	ふつ素 及びその化合物	旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、温泉を利用し、日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	(2)
		電気めっき業（日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	
上水道水源 地域以外の 地域のうち 海域	ほう素 及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	40	30	(3)
		金属鉱業	100	変更なし	
		電気めっき業	30	変更なし	
		旅館業（ほう素濃度が500mg/L以下の温泉）	300	変更なし	
		旅館業（ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉）	500	変更なし	
		下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの）	40	変更なし	

(*1) アンモニア等：アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のこと。（以下同じ）

(生活環境保全条例対象事業場)

排水先	項目	生活環境保全条例に基づく現行の暫定排水基準		見直し案 (mg/L)	対応する 基本的な 考え方
		業種区分	(mg/L)		
上水道水源 地域以外の 地域のうち 海域以外	ほう素 及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	40	30	(4)
	アンモニア等 (*1)	ほうろう鉄器製造業	12	10	
		畜産農業(*2)	300	廃止(100) (*3)	
		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止(100) (*3)	
		モリブデン化合物製造業	1,300	変更なし	
	アンモニア等 (*1)	バナジウム化合物製造業	1,650	1,350	
		貴金属製造・再生業	2,800	変更なし	
		畜産農業(*2)	300	廃止(100) (*3)	
		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止(100) (*3)	
		モリブデン化合物製造業	1,300	変更なし	
上水道水源 地域以外の 地域のうち 海域	アンモニア等 (*1)	バナジウム化合物製造業	1,650	1,350	
		貴金属製造・再生業	2,800	変更なし	
		ほうろう鉄器製造業	40	30	
		畜産農業(*2)	300	廃止(100) (*3)	
		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止(100) (*3)	
		モリブデン化合物製造業	1,300	変更なし	

(*2) 生活環境保全条例の届出施設になっているのは牛房施設（牛房の総面積が150m²未満の事業場に係るもの）のみ。

(*3) 廃止後は（）内に記載の一般排水基準を適用。

3 暫定排水基準の適用期間

- 基本的な考え方の（5）に基づき、一定の適用期間を設定することが適當と考えられ、期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間が3年間とされていることを踏まえ、令和8年4月1日からの3年間とすることが適當である。
- なお、既設事業場に対しては、現状において見直し後の暫定排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はないと考えられる。

II 亜鉛について

1 暫定排水基準

- 暫定排水基準（4 mg/L 以下）が適用される各事業場において、排水処理施設の更なる維持管理の徹底などにより、現行の経過措置の適用当初に比べて排水中の亜鉛濃度の低減が進み、一般排水基準（2 mg/L 以下）の達成率は向上している。
- しかし、電気めっき業に属する事業場の中には、原材料使用量の低減や代替品導入の困難性といった亜鉛を主に扱うことによる特殊性や、以下のような排水処理の困難性が確認される事業場があり、直ちに全ての事業場が一般排水基準を継続的に遵守することは困難であると考えられる。
 - ・めっき専業の場合が多く、他の工程からの排水がないため原水中の亜鉛濃度が高い。
 - ・めっき液中に含まれるアンモニア等により錯体が形成されやすく、亜鉛の処理を困難にしている。
 - ・生産量の変動や排水処理施設の断続運転等により、原水中の亜鉛量が変動するため、適切な凝集剤の添加率調整や pH 管理が難しい。
- このため、経過措置として暫定排水基準を適用することが適當である。
- 暫定排水基準値としては、水質汚濁防止法の暫定排水基準値（4 mg/L）及び府内事業場の排水実態を勘案し、4 mg/L とすることが適當である。

2 暫定排水基準の適用期間

- 暫定排水基準の適用期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間（5年間）を考慮し、また、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態を踏まえた適切な検討を行う期間として必要と考えられる令和8年4月1日からの5年間とすることが適當である。